

第 11 回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・ 2022 年 3 月 14 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 18 分

於 「Webex」によるリモート開催

・ 出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、八柳、風間、岡本
佐藤、宇賀神、石井、水町——15 名

・ 欠席委員 0 名

・ 会議公開又は非公開の別 公開

・ 傍聴者数 0 名

午前 10 時 00 分開始

事務局 皆様、定刻になりましたので、2021 年度第 11 回町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日、皆様、ご出席のご連絡をいただいておりますが、宇賀神委員から少し遅れ
てくるというご連絡をいただいておりますので、始めさせていただきます。出席委
員が 3 分の 2 以上でありますので、審議会条例第 6 条の規定により審議会が開催で
きますことをご報告申し上げます。

また、今回もまん延防止重点措置が延長されましたので、リモートでの開催にさ
せていただきました。今年度最後の審議会では残念ではありますが、皆様、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

本日ご審議いただく案件は、諮問 9 件、報告 6 件でございます。

事務局からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、会長、お願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。残念ながら、今回もまたリモートの開催になっ
てしまいましたが、次回こそという希望を持って、よろしくお願いいたします。新年
度は皆さんとお会いできて、審議できることを期待しております。よろしくお願
いします。

それでは、議題の 1、2021 年度第 10 回情報公開・個人情報保護運営審議会会議
録の確認についてでございますが、何かありますでしょうか。よろしゅうござい
ますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、確定させていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所保健予防課の川瀬と申します。

担当者 保健予防課の母子保健係の笠原と申します。

担当者 同じく保健予防課の高田と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、「ファーストバースデーサポート事業」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

本事業は、1歳前後の子どもがいる家庭に対し、子育て支援に関する情報提供や保健師等による育児状況の把握を行い、子育て支援を充実させること、併せて、子育て応援グッズを配付し、子育てを応援することを目的としています。

対象者にアンケートを送付し、回答してもらうことで、育児状況の把握を行います。

3ページは、「ファーストバースデーサポート事業」の業務登録です。

次に、5ページをご覧ください。

1歳を迎える対象者を確認するため、住民基本台帳から目的外利用します。取り扱う個人情報の項目は、5ページのとおりです。

また、6ページは「乳幼児健康診査及び相談支援」業務において、対象者の情報を収集することで、支援の充実を図るための目的外利用です。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

アンケート送付対象者を正確に把握するための、住民記録システム、健康管理システムのコンピュータ処理等登録票です。

また、9ページは、アンケートをウェブでも回答できるようにするための、コンピュータ処理等登録票です。

次に、同じく資料2-2、「妊産婦・乳幼児健康審査及び相談支援」、「母子訪問指導」業務における個人情報業務登録票の変更についてご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務において、妊娠届を受理し、母子

手帳の発行を行っています。この妊娠届について、内閣府のマイナポータルを利用した電子申請を開始するため、「他機関からの収集」に追加します。

次に、12 ページをご覧ください。

「母子訪問指導業務」において、新生児訪問を行うために必要な出生通知票の受理を行っています。これについても同様に電子申請を開始するため、「他機関からの収集」に追加します。

説明は以上です。

次に、予防接種担当からご説明させていただきます。

担当者 引き続きまして、3、「予防接種」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種は12歳以上の方を対象に接種を行っておりますが、3月より5歳から11歳の小児を対象とした接種券を年齢区分により発行し、予防接種を行ってまいります。

これに伴い、優先接種の希望を受け付けることとしたため、諮問するものです。

小児の場合、気管支喘息を除く慢性呼吸器疾患や慢性心疾患などの基礎疾患を持っていると重症化リスクが報告されています。優先接種を希望された方には、接種券の発行スケジュールにかかわらず、接種券を発行してまいります。

それでは、15 ページをご覧ください。

従来、「電子メールアドレス」は子育て専用サイトで予防接種のワクチンスケジュール管理を希望される方のみ収集していましたが、優先接種を電子メールで受付するため、「収集の目的」の欄に追記するものです。

16 ページは、電子メールで優先接種を受け付けるためのコンピュータ処理等登録票です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 それでは、本件についてご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題の３、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 文化スポーツ振興部文化振興課長、神谷と申します。

担当者 文化スポーツ振興部文化振興課担当係長の池田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料３の１、「町田市フォトサロン」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について。２、「市民ホール施設貸出し及び管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について。３、「町田市鶴川緑の交流館施設貸出し及び管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明いたします。

まず、資料３、１ページをご覧ください。

町田市フォトサロン、町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館は、いずれも文化振興課が所管する文化施設で、指定管理者制度を導入しています。このたび、2022年度から新たな指定期間が開始することに伴い、登録票全体の見直しを行ったところ、実態と合わない部分がありましたので、必要な項目を登録するものです。

２ページをご覧ください。「町田市フォトサロン」業務でございます。

「対象となる個人の範囲」のうち、②は現在フォトサロンでは写真撮影会以外のイベントも開催しているため、修正いたします。

また、⑤及び「本人等以外」収集に関する各項目は、施設の従業員についての個人情報を従業員本人からではなく指定管理者を通じて収集していることから、記載したものでございます。

３ページをご覧ください。

(5)「財産・収入に関する項目」のうち⑩「示談の内容」及び(6)「心身等に関する項目」のうち⑤「事故(ケガ)の状況」は、フォトサロンで施設利用者がけが等をした場合、損害保険会社を通じて保険金を請求するため登録します。

③「障がいの状況」は、フォトサロンで働く障がい者に、特性に応じた業務を行

っていただくため、障害者手帳の情報を収集していることから登録します。

4 ページをご覧ください。

町田市フォトサロンで、展示会やコンテストの作品を展示する場合、以前は住所や年齢を記載していましたが、現在は記載せず、代わりに所属している団体名や学校名を記載していることから、変更を行うものです。

5 ページ及び6 ページをご覧ください。

フォトサロンにて施設利用者がけが等に遭った場合、指定管理者は自身が加入している損害保険会社に電話やメール等で保険金請求の手続を行いますが、そのために必要な登録票の作成が漏れていたため、今回新たに作成するものです。申し訳ございませんでした。

7 ページをご覧ください。

先ほど申し上げた保険金の請求は指定管理者が行いますので、必要な個人情報の項目を追加いたします。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

ここからは「市民ホール施設貸出し及び管理」業務でございます。

個人情報記録の項目について、ほぼ同じ内容の業務を行っております「町田市鶴川緑の交流館施設貸出し及び管理」業務に合わせて、漏れていた項目を追加するものです。

10 ページ、11 ページは、フォトサロン業務と同じく、損害保険会社とのやり取りに関する登録票です。既存の登録票について個人情報の項目を見直しました。

12 ページでございます。本業務は指定管理者が実施していますが、業務内容を精査し、漏れていた項目を追加いたします。

13 ページをご覧ください。

ここからは「町田市鶴川緑の交流館施設貸出し及び管理」業務でございます。

14 ページをご覧ください。

(1)の④「性別」及び⑤「生年月日」は、外部提供登録票に記載があるにもかかわらず、漏れていたため、追加するものでございます。

15 ページ、16 ページをご覧ください。

市民ホール業務と同様、既存の登録票について、個人情報の項目を見直したものです。

17 ページの外部委託等登録票についても同様でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件について、市長の諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題の4、諮問でございます。議題の5の報告を併せて審議いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所健康推進課長、占味と申します。

担当者 同じく健康推進課成人保健係長の河野と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく主任の窪田です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料4、「がん検診」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等についてご説明いたします。

2022年度内に国の指針に基づく肺がん検診の実施を予定しています。

肺がん検診の実施方法は、検診医療機関が撮影した受診者の胸部エックス線画像について、撮影した検診医療機関が読影した後、外部の読影実施機関がもう一度読影する二重読影というダブルチェックする方法を予定しています。

読影といいますのは、医師が胸部エックス線画像を見て、肺の状況を調べることです。

また、外部の読影実施機関としましては、公益財団法人結核予防会を予定しています。

実施の時期としまして、肺がん検診の実施を希望する個々の医療機関が撮影した胸部エックス線画像の現時点での写り具合等の状況を結核予防会が事前に把握する必要があることから、今後、そのためのテストを行う予定です。

テストの方法は、医療機関が胸部エックス線画像データ、医療機関名、氏名、患者ID、生年月日、性別が記録されている記録媒体（CD-RW）を市に送付します。

次に、市が各医療機関より集めた記録媒体をまとめて結核予防会へ送付し、画像の判定結果を市に返送し、市から医療機関に結果を報告する流れとなっています。

今回の諮問は、以上の読影テストに伴う項目の追加になります。

資料2ページの個人情報コンピュータ処理等登録票、第6号様式をご覧ください。

医療機関とがん検診に関する情報を、電子メールを使い、迅速に行うための登録となります。

続いて、3ページ、個人情報外部委託等登録票、第12号様式をご覧ください。

がん検診の読影に専門性を要するため、外部専門機関、結核予防会になりますが、その専門医によるがん検診エックス線画像の判定を行うための外部登録になります。

また、医療機関の追加が毎年想定されるため、読影テストの期間は「通年」になります。

続きまして、資料5、「受動喫煙防止対策」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更についてご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

受動喫煙に係る問合わせへの対応や、喫煙可能室設置施設から届出を受理する委託になります。

当初は今年度いっぱいの委託を想定していましたが、今後も委託を継続することとなりましたので、「委託等の期間」を「通年」に変更いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議題の4及び5につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まず議題の4、「がん検診」の外部委託につきまして、市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の5、報告でございますが、「受動喫煙防止対策」業務において外部登録先を通年化するということでございますので、本件につきましても報告どおり承認したいと思いますがいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題の6、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 防災安全部防災課長の星野と申します。

担当者 同じく防災課主事、澤田と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料6、「自主防災組織」における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

このたび、「自主防災組織」業務において、自主防災組織への情報提供を電子メールを使用して行うため、既存の登録票の変更を行うものです。

資料の3ページをご覧ください。

新たに、自主防災組織の電子メールアドレスを取得するため、個人情報の項目に「電子メールアドレス」を追加します。

次に、4ページをご覧ください。

平常時及び災害時に自主防災組織に電子メールを使用して情報提供を行うため、個人情報コンピュータ処理等登録票を登録いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきまして、ご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

非常に簡単明瞭でございますが、本件につきまして市長諮問道おり承認したいと思いますがいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題の7、諮問でございます。併せて、議題の8、報告も一括で審議いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部地区街づくり課長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく街づくり景観係係長、田中と申します。よろしくお願いします。

担当者 街づくり景観係主任、伊賀と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料7、1「街づくりアドバイザー」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について。2「地区街づくり」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について。3「街づくり審査会」業務における個人情報業務登録票の変更について、及び資料8、「街づくり市民活動」業務の廃止について、一括してご説明いたします。

地区街づくり課では、町田市住みよい街づくり条例を所管しておりますが、昨年12月の町田市市議会定例会において、条例の改正案が可決されました。

改正された内容は、今年の4月1日から施行予定でございます。

今回の条例改正において、市民、事業者及び町田市が地区の街づくりを行う際の仕組みが変わったことから、「街づくりアドバイザー」「地区街づくり」「街づくり審査会」の3つの業務において、内容を新条例の用語に変更するなどの必要な修正を行うものでございます。

併せて、「街づくりアドバイザー」業務については、これまで窓口で公開していた街づくりアドバイザーの情報を今後、町田市公式ホームページでも公開していきたいと考えているため、個人情報コンピュータ処理等登録票を新たに登録いたします。

また、「地区街づくり」業務では、今後は地区協議会などの地区活動団体とも連携を進めていきたいと考えているため、市民協働推進課の業務である「地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト推進事業」からの目的外利用を新たに登録いたします。

最後に、条例改正に伴い、「街づくり市民活動」業務を廃止しますので、報告い

たします。

それでは、資料7の4ページをご覧ください。

先ほどご説明したとおり、街づくりアドバイザーの情報を町田市公式ホームページで公開するための外部提供登録票です。アドバイザーの資格などを公表するため、取扱い個人情報項目に「各種資格」を追加し、提供方法もホームページでの提供を加えております。

5ページは、街づくりアドバイザーとの日程調整、連絡に電子メールを使用するため、追加するものです。

6ページは、町田市公式ホームページで公開するための、コンピュータ処理等登録票です。

10ページは、先ほどご説明した市民協働推進課との新たな目的外利用登録票です。

そのほか、条例改正に伴い、使用する用語が変わりましたので、登録票を変更しております。

資料8は、条例改正に伴い、「街づくり市民活動」業務の廃止を報告するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 議題の7及び8に関しましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まず議題の7、条例の変更に伴う改正でございますので、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の8、これも条例改正に伴う廃止の報告でございますので、市長報告どおり承認させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでした。

では、続きまして、議題の9、報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子育て推進課長の市川と申します。

担当者 子育て推進課事業係長の栗原と申します。

担当者 子育て推進課南地域子育て相談センター所長の加川と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料9、1「病児・病後児保育」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

病児保育とは、病気にかかっている子どもを医師の指示に基づきまして、医療機関に併設いたしました専用施設で保育を行うものになります。子どもが急に病気になった状況で、仕事等の都合で子どもの看病をすることが難しい場合でも保育を利用することができるものでございます。

2ページをご覧ください。外部委託等登録票の登録でございます。

2022年4月から新たに開設いたします南町田こどもクリニック併設の南町田病児保育室じんべえに、病児保育事業を委託するための登録でございます。

続きまして、2「地域子育て相談センター」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用についてご説明させていただきます。

乳幼児親子から18歳までの子どもの居場所機能と相談機能をより一層充実させるため、2021年7月に、子どもセンターぱお及びまあち内に、堺及び町田地域の子育て相談センターをそれぞれ併設いたしました。

子育て相談センターでは、これまで主に未就学児を対象とした子育て支援を行っておりましたが、今後は対象年齢を18歳までに拡充をまいります。

また、子育て相談センターでは、市内の保育所や幼稚園等の子育て関連機関と連携をしながら子育て家庭の支援を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、これまでのような対面での情報交換の実施が困難となっております。

今後もこれまでのような対面での実施が難しいケースも想定されることから、子育て関係機関とウェブ会議システムを利用しての情報交換を行うことを予定してございまして、それに伴う諮問でございます。

資料3ページ及び4ページをご覧ください。個人情報業務登録票でございます。

先ほど申し上げましたとおり、相談センター業務の相談対象年齢を18歳まで拡充することに伴いまして、職員は子どもの様子からの気づきや、子どもや子育て家庭からの相談に応じる中で、必要な場合に関係機関でございます小中学校と情報共有を行ってまいります。そのために、新たに目的外利用登録を行うとともに、必要な個人情報項目の登録をするものでございます。

5ページから8ページにつきましては、小中学校の「生活指導」業務と情報交換を行うための目的外利用登録でございます。

9ページをご覧ください。個人情報コンピュータ処理等の登録票でございます。

保育園、幼稚園等の子育て関係機関と、ウェブ会議システムを利用いたしまして、情報交換を行うための登録でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議題の9のところが、「諮問」が「報告」となっておりますので、「報告」ではなく「諮問」に訂正いたします。

それでは、議題の9、諮問につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そういうことで、今回、「地域子育て相談センター」業務の年齢が18歳までになったということでございまして、それに伴う改正でございますので、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部障がい福祉課長、勝又と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく障がい福祉課福祉係の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく障がい福祉課総務係、湯川と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく障がい福祉課総務係の屋代と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 10、1「手話講習会事業」業務の業務登録について。2「障がい者就労・生活支援」業務における目的外利用、コンピューター処理等、外部委託等について。3「災害時要配慮者支援(障がい福祉)」業務における外部委託等についてご説明いたします。

初めに、「手話講習会事業」からご説明をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。

この業務は、聴覚障がいのある方の日常生活上の意思疎通手段である手話の講習会を実施することにより、手話通訳者として活躍することができる人材を育成することを目的とするものでございます。

2021 年度まで、社会福祉法人町田市社会福祉協議会が実施をしていた手話講習会を 2022 年度から市の事業として委託事業とするものになります。

委託先は、安定した円滑な業務を維持する必要があることから、引き続き社会福祉法人町田市社会福祉協議会となります。

次に、4 ページをご覧ください。

この業務で、受講希望者及び講師から収集する個人情報の項目は、記載のとおりとなります。

次に、5 ページをご覧ください。

社会福祉法人町田市社会福祉協議会に委託をするための外部委託登録票となります。

続きまして、「障がい者就労・生活支援」業務について説明させていただきます。

この事業は、身体・知的・精神などの障がいのある方の、一般企業等への就労の相談に応じて、就労準備、企業の開拓、職場実習、就職後の職場定着などの支援と、就労に係る生活面の相談支援を行うことを目的として実施しています。

この事業の中で、就労に関するアンケート調査を行うことになりましたので、その登録内容の一部の変更を行いたいと考えております。

まず、6 ページをご覧ください。

アンケートの送付に当たりまして、住民基本台帳を参照しますので、市民部市民課及び各市民センターの「住民基本台帳」業務について、目的外利用ができるよう

登録を行うものです。

次に、7 ページから 8 ページをご覧ください。

住民基本台帳の参照はシステムを利用して行いますので、その登録を行うものでございます。

次に、9 ページから 10 ページをご覧ください。

こちらは、アンケートを効率的・効果的に行うため、調査の実施を外部委託するための登録となります。

なお、アンケートの調査票には、個人を特定できる質問項目はございません。

続きまして、「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」の業務についてご説明させていただきます。

11 ページをお開きください。

この業務は、災害時にストーマ装具——ストーマ装具というのは、膀胱や直腸の障がいによりまして、人工膀胱や人工肛門を造られた方が使うパウチのような装具のことでございます。それを災害時に持ち出しができなくなるという場合に備えまして、その装具を耐震性のある施設で保管をする事業となっております。

現在、ひかり療育園、社会福祉協議会、わさびだ療育園の3か所を保管場所として事業を実施しておりますが、2022 年 4 月から、そのうちのひかり療育園を民営化するに当たりまして、民営化後も引き続きストーマ装具を保管する事業を行うため、ひかり療育園の運営先となりますまちだ育成会への外部委託を追加するものでございます。

続きまして、資料 11 のほうをご覧ください。

こちらは、「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止についてでございます。

2 ページをご覧ください。

今ご説明させていただきましたが、町田市ひかり療育園を 2022 年 4 月から民営化するに当たりまして、市直営のひかり療育園の業務は廃止されますので、この目的外利用登録票を廃止するものとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 失礼しました。議題の 10 諮問及び議題の 11、報告、一括で審議いたします。

両方につきまして、ご質問ありますでしょうか。

小 林 現在、町田市が把握されている視覚障がい者の数はざっと何人ぐらいおいででしょうか。

それと、今回の市の事業として進められる聴覚障がい者に対する手話通訳は、これまで市民フォーラムなどで市民の手話講座を覗いたことがあるのですが、町田市の市民ボランティアで、今何人ぐらいこういうことに携わっておられるのか、もし分かれば教えてください。

それと、2つ目は、就労支援の要援助者がどれぐらいいらっしゃるのか、分かれば教えてください。以上です。

会 長 説明員、お願いします。

担当者 今ご質問いただいたものが視覚障がいとおっしゃっていただきましたが、今回手話なので、聴覚障がいという理解でよろしいでしょうか。

恐縮なのですが、聴覚障がいの方は、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、必要であれば、後ほど情報提供させていただきたいと思います。

もう1点が、通訳者の方が今どれぐらいの方がいますかというご質問の2点目なのですが、こちらについて、現在町田市に登録いただいている手話通訳者の方は33名になります。以上になります。

小 林 もう1点、2番目の就労支援を必要とされる数、もし分かればということで、お願いします。

担当者 一般就労の支援が必要な人数なのですが、一般就労を希望している方の中には、障がい者手帳を取得していない方もいるので、全員の人数を把握するというのは難しい状況になっております。

今、手元にある人数として、参考になのですが、この調査を行う人数としては、540名程度にお送りする予定となっております。以上です。

小 林 分かりました。ありがとうございます。

担当者 小林委員、先ほど情報提供を改めてと申し上げましたが、聴覚障がいの方なので、少し古い情報ですが、身体障がい者手帳の所持者数という情報がございます。2019年度末で、約1,200の方が、聴覚障がいを理由として、手帳をお持ちいただいております。以上です。

小 林 分かりました。ありがとうございました。

会 長 ほかにご質問ありますでしょうか。

服 部 4 ページなのですがすけれども、「基本的項目」の「収集の目的」ですが、⑪未成年者の場合、保護者の氏名を収集するとなっております。そのことが、3 ページの「対象となる個人の範囲」の中に表れていないような気がするのですが、この点いかがでしょうか。

事務局 事務局から説明いたします。

服部委員ご指摘のとおり、個人の範囲に保護者を追加させていただきたいと思えます。

服 部 分かりました。

会 長 よろしゅうございますか。

では、3 ページの「対象となる個人の範囲」に、手話講習受講希望者及び保護者と、そういうふうに訂正するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、質問を打ち切りまして、ご意見はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まず諮問のほうでございますが、「手話講習会事業」業務、「障がい者就労・生活支援」業務、「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務、この3件につきまして、市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 11、報告でございますが、これは、ひかり療育園が民営化するに当たっての業務の廃止でございますので、内容としては、先ほどの議題 10 に続きますので、市長報告どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議題の 12、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども家庭支援センター長の江藤です。

担当者 同じく担当係長の徳浪と申します。

担当者 同じく主任の金成と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 12、「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用についてご説明させていただきます。

子ども家庭支援センターでは、2017 年度から、母子・父子家庭の子どもを対象に、学習支援事業を行っています。一方で、地域福祉部生活援護課においても、2018 年度から生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援事業を実施していました。市民により分かりやすいサービスを提供するため、2022 年度から、この 2 つの学習支援事業を統合することになりました。所管課は、子ども家庭支援センターとなります。

2 ページをご覧ください。

事業統合に伴い、文言の整理や、他の業務からの個人情報収集の追加を行いました。

3 ページをご覧ください。

事業統合に伴い、収集する個人情報を整理しました。

4 ページをご覧ください。

受講者が、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護者、要保護児童または要支援児童ではないかを確認するため、「町田市子育て支援ネットワーク」業務から必要情報を目的外利用します。

5 ページをご覧ください。

事業統合に伴い、委託事業者に提供する個人情報を整理しました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 議題の 12 につきまして、ご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

服 部 少しささいなことにはなりますが、3 ページの「財産・収入に関する項目」の「収集の目的」なのですが、受講希望者、その同居親族につき云々と書かれている目的が該当するのは、⑤と⑩ということでしょうか。⑦までは入らないということが、ここからは分かりにくくて、⑦も入るのかというようにも読めてし

まうので、ちょっとお聞きしたいところです。

担当者 子ども家庭支援センター、金成です。今のご質問につきましては、委員のおっしゃるとおり、⑤と⑩のみに該当します。以上となります。

会 長 ⑤と⑩ですね。

では、よろしゅうございましょうか。

服 部 はい。

会 長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はありますでしょうか。

服 部 先ほどご回答いただきました点について、3 ページに反映させていただければありがたい存じますが、いかがでしょうか。⑤、⑩についてと入れていただければありがたいです。

会 長 そのように申し上げました。そのように訂正していただきたいと思います。よろしくどうぞ。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、そういうことで、こちらで1本で学習支援事業を行うということでございますので、今後とも、十分にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議題の13、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部都市政策課長の窪田と申します。

担当者 同じく担当係長、及川です。

担当者 同じく主任の榎本です。お願いします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料13の1、「都市づくりのマスタープラン関連（都市政策課）」業務の業務登録について。2、「都市づくりのマスタープラン関連（交通事業推進課）」業務の業務登録について。3、「都市づくりのマスタープラン関連（住宅

課)」業務の業務登録について。4、「都市づくりのマスタープラン関連（公園緑地課）」業務の業務登録についてご説明いたします。

「町田市都市づくりのマスタープラン」は、これまでの「都市計画マスタープラン」「交通マスタープラン」「住宅マスタープラン」「緑の基本計画」を統合し、複合的な都市づくりの方針をまとめた新たな計画として、このたび3月に策定いたします。

4月以降、本マスタープランを適正に運用していくとともに、社会情勢や各取組の進捗状況に応じて、必要な調査、検討などを実施し、適宜計画の見直しを行っていく必要があるため、次の業務を登録いたします。

なお、本マスタープランの策定に伴い、都市計画マスタープラン関連、交通マスタープラン、住宅マスタープランは、登録を廃止いたします。

このたびの都市づくりのマスタープラン関連に係る登録は、これら現在の登録内容を一部見直し、この廃止分に置き換わる登録となります。

では、3ページをお開きください。本マスタープラン都市政策課分の登録票でございます。

本マスタープランに対する意見の収集や、調査、検討に関連して、「対象となる個人の範囲」を設定いたします。

「他の業務からの収集」として、5ページから12ページの「固定資産税・都市計画税賦課」、ほか7業務から目的外利用を行います。

13ページ、14ページをご覧ください。

本マスタープランの個人情報を提供する登録は、廃止する都市計画マスタープラン関連業務から目的外利用を行っている「中心市街地活性化事業」と「景観計画関連事務」を引き続き登録いたします。

15ページをご覧ください。市民等への外部提供でございます。

説明会や検討会等の開催を想定しており、開催内容に係る個人情報です。

16ページから19ページをご覧ください。コンピュータ処理等登録票です。

ホームページや東京電子自治体共同運営電子申請システム、電子メール、ファクシミリを活用して、説明会や検討会等の開催や意見収集を行うため、登録をいたします。

20ページから21ページをご覧ください。外部委託等登録票です。

必要な調査、検討等を行う関連業務受託会社や、市民からの応募受付を行う電子申請サービス提供受託者を登録いたします。

続いて、交通事業推進課分です。23 ページをご覧ください。

都市政策課分と同様に、「対象となる個人の範囲」を設定いたします。

「他の業務からの収集」として、25 ページから 26 ページの「町内会・自治会」「商店街振興事業」業務から目的外利用を行います。

27 ページをご覧ください。市民等へ提供する個人情報です。

こちらも同様に、説明会や検討会等の開催を想定しており、開催内容に係る個人情報です。

28 ページから 30 ページをご覧ください。コンピュータ処理等登録票です。

ホームページ、電子メール、ファクシミリの活用を想定し、登録いたします。

31 ページをご覧ください。外部委託等登録票です。

必要な調査、検討等を行うため、関連業務受託会社を登録いたします。

続いて、住宅課分です。33 ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「土地・建物の所有者」「町内会・自治会の代表者」「意見を提出する市民」「アンケート・ヒアリング対象者」といたします。

「他の業務からの収集」として、35 ページから 39 ページの「市・都民税賦課」ほか、4 業務から目的外利用を行います。

40 ページから 41 ページをご覧ください。コンピュータ処理等登録票です。

ヒアリング対象者や受託事業者等との連絡調整のため、電子メール、ファクシミリを登録いたします。

42 ページをご覧ください。外部委託等登録票です。

必要な調査、検討等を行うため、関連業務受託会社を登録いたします。

最後に、公園緑地課分です。44 ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「NPO、市民活動団体の代表者・構成員」といたします。

「他の業務からの収集」として、46 ページの「公園・保全緑地等の管理」業務から目的外利用を行います。

47 ページをご覧ください。コンピュータ処理等登録票です。

NPO、市民活動団体の代表者・構成員との連絡調整のため、電子メールを登録

いたします。

続けて、資料 14、町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について。

1、「都市計画マスタープラン関連」業務の廃止について。2、「交通マスタープラン」業務の廃止について。3、「住宅マスタープラン」業務の廃止についてご説明いたします。

廃止の理由は、冒頭にご説明いたしましたとおり、現在の「町田市都市計画マスタープラン」「町田市交通マスタープラン」「町田市住宅マスタープラン」は、この3月に「町田市都市づくりのマスタープラン」として統合し、策定するため、廃止をいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議題の 13 の諮問及び議題の 14 の報告を一括審議いたします。

今、説明員からお話のとおり、3つのマスタープランを廃止して、「都市づくりのマスタープラン」に統合する。それについて、公園緑地課分が新たに加わると、基本的にはそういうことだと思いますが、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、1つのマスタープランにして、町田市内のまちづくりについて、これからもしっかり推進していただけることと存じますので、まず議題の 13 につきまして、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 14、報告につきまして、3つのマスタープランを廃止するということでございますので、本件につきましても市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 15、報告でございます。

議題の 15 は事務局から報告いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 事務局の湯浅と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いします。

事務局 では、資料 15、「葬祭」業務の廃止について説明させていただきます。

市民の方のご葬儀の際に、低価格で葬具の貸出しを行ってまいりましたが、
も、所期の目的を達成したため、この 3 月で「葬祭」業務を廃止するものでござい
ます。

以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。

では、本件につきまして市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでござ
いましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

では、続きまして、議題の 16、報告でございます。

事務局、お願いします。

事務局 事務局の板橋と申します。お願いいたします。

それでは、資料 16 番「個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修
(e - ラーニング) の実施について」報告させていただきます。

こちらは、2017 年度から 18 年度にかけて発生した個人情報の紛失・流出事故を
受け、職員全体に対する包括的な研修を実施し、全職員の情報セキュリティに関す
る意識を高めるべきというご意見をいただきまして、研修を実施いたしております。

これらの流れを受けまして、今年度も全職員に対する研修を実施したものでござ
います。

1 ページをご覧ください。

1 番、実施期間については、今年の 1 月 27 日から 2 月 18 日までの期間で行いま
した。

対象受講者については、職員全員で、対象者については 95 課の 3,137 人が受講
いたしました。

次に、2 ページをご覧ください。

こちらに関しましては、町田市内の小中学校の学校の教職員の方を対象に、研修

を実施させていただきました。

こちらに関しましては、市内小中学校全 62 校。対象者数は、教職員の方 1,942 名の受講者で、こちらの受講をさせていただきました。

最後に、e - ラーニングの採点結果については、100 点満点であることを所属長が確認をし、市政情報課の事務局に報告がなされる形で実施したものでございます。

報告は以上になります。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認いたします。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題の 17、事務局からお願いいたします。

事務局 市政情報課、高橋でございます。

それでは、議題 17「個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更」につきましてご説明をいたします。

資料 17 をご覧ください。

昨年 11 月の審議会でも少しご説明いたしましたとおり、このたび個人情報保護法が改正され、2023 年春に施行されることとなりました。

また、11 月に国から法律の運用に関するガイドラインの案が出されております、これはまだ未定稿の段階でございますが、おおよその運用の方向が出されております。

今後、町田市を含む地方自治体は、法に沿って個人情報の運用をすることになるわけでございますが、それに伴い、個人情報保護条例の廃止、法に沿って一部、市独自の対応が許容される部分の条例の制定、また、関連して情報公開条例の見直しなどが必要となっております。

つきましては、資料 17 の 1 ページ目に記載しておりますとおり、主に 4 つの点につきまして、審議会の皆様のご助言をいただきながら、関連する条例や体制の整備を進めていきたい、審議会にご意見を求めるものでございます。

1 ページの 4 つの点についてご説明いたします。

まず 1 点目でございます。個人情報保護法の中で、市が条例で定めるべき又は定めることができるとされている事項につき、町田市の条例のありかたについてご意

見を賜りたく存じます。

2点目、個人情報保護法に定める保有個人情報の開示と、町田市情報公開条例に定める公文書公開の整合性の確保のために、情報公開条例の改正が一部必要と考えております。その内容につきまして、ご意見を賜りたいと考えております。

3点目、個人情報の取得、利用等、今後の内部管理の在り方でございます。11月にも少しご説明いたしました、本日審議をしていただきましたような個別の案件について、審議会のご意見を1件1件聞くということは、今後できなくなります。となりますと、行政の内部で自律的に個人情報の取扱いを行っていかねばならず、その方法についてご意見を賜りたく存じます。

4点目でございますが、法改正後の本審議会の在り方について、どのようにあるべきかご意見賜りたいと考えております

それから、これらの4つの事項について、現在の市の考え方を示した資料が、それぞれ資料1から4でございます。これらは、皆様の意見をいただくためのたたき台として考えていただければと思います。

時間の関係もありますので、資料の説明は要点のみとさせていただきます。

まず、資料1でございますが、この資料では、法により条例で定めることができる事項を整理し、それに対する条例案を示しております。

5ページをご覧くださいと、「まとめ」の表がございます。表の①から⑦が今後市独自で個人情報保護に関し条例で定めることができる事項でございまして、それに対し、町田市としてどうあるべきかの案を示しております。

①と⑥と⑦、少し黒く塗ってある部分につきまして、今後、条例で定める必要があると考えている事項で、その他の白い欄につきましては、市独自で定める必要はないと考えている事項でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらは、情報公開条例の改正の考え方についてでございます。

現在、町田市にある個人情報保護条例に基づく個人情報の開示と、情報公開条例に基づく公文書の公開は、その手続や、内容につきまして、2つの条例で整合性を保ちながら、運用しているところでございます。ところが、今後、個人情報保護条例がなくなり、個人情報保護法に沿って個人情報の開示の手続を行うこととなりますと、法律と条例の運用の規定に差異が生じます。

この間の整合性は保って運用することが望ましいと考えており、そのためには法にあわせて情報公開条例を改正する必要があると考えておりまして、その在り方について整理したものでございます。

続きまして、資料3、10ページをご覧ください。

こちらにつきましては、法が施行された後、個人情報を取得したり、外部提供したり、目的外利用する際にどのように内部で意思決定をしていくか、もしくは管理をしていくかということについて、現段階の案を示したものでございます。

最後に、資料4、11ページ以降をご覧ください。

今後の当審議会の在り方について、現段階の考え方を示したものでございます。

繰り返しになりますが、本日審議をしていただきましたような個人情報の取得等個別の案件の審議は今後できなくなることから、会の役割、年間の開催回数、また、委員の構成等を見直す必要があると考えております。

そして、現在の他自治体の同種の審議会の状況について調べたものがございしますので、それも参考資料として添付させていただいております。

町田市では、個別の案件について審議会で丁寧に見ていただいているところですが、現行制度の下でも、他の自治体は、報告であったり、もしくは諮問する内容をかなり限定して行っているところですので、こういった状況も参考にさせていただければと思っています。

なお、これは他の自治体の「現在」の状況を調べたものでありまして、他の自治体も今後、審議会の在り方を見直ししていくと聞いております。そうした状況を見つつ、今後の審議会の在り方について、皆様のご意見を賜りたいと考えています。

説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、本日の説明に加えまして、4月、5月の審議会でご意見をいただければと考えています。事務局では、6月ぐらいまでに、皆様のご意見をいただきながら条例案を作成し、9月の町田市定例会に条例を上程するスケジュールを考えております。

最後になりますが、今回意見をいただく内容は、特に条例の改正内容が非常に分かりにくく、細かい点、多々ございますけれども、主眼といたしましては、法の改正内容に沿って個人情報をいかに適正に扱っていくか、そのための仕組みがどうあるべきかということを皆様と一緒に考えていきたいというところでございます。ぜ

ひ、忌憚のないご意見をいただきますようお願いします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 本日ご説明受けて、すぐにご意見というわけにはいきませんので、これからよく検討していただきまして、その結果で、ご質問、ご意見がありましたら、個々の委員の方々、直接に市政情報課にご質問、あるいはご意見を言っていただければ大変ありがたいと思います。

そういうことで、今、課長から言われましたスケジュールどおりに進行していくと思いますので、大変難しい問題ではありますけれども、法の改正に伴う状況でございますので、その中で、住民自治と言いましょうか、住民の参加の状況をどういうふうに考えていくかということも含めながら、これからお考えいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

この際ということがなければ、この議題につきましてはここまでにしますが、島田委員、何かご意見ございますか。

島 田 今日は、質問は取りやめですか。

会 長 質問は、できましたら個別に、市政情報課と直接、この場でないところでやっていただいたほうがありがたいです。今日はよろしいですか。すみません。よろしくお願いいたします。どうも失礼しました。

では、そういうことで、当然質問されたい問題がたくさんあることと思いますので、それぞれ個別に市政情報課に問いあわせ、ご検討していただければ大変ありがたいと思います。

それを総合して、審議会のほうで進めていくと。そういう方式にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日のところは、議題の 17 はこれで終わりにいたしまして、議題の 18、その他に移ります。

事務局、お願いいたします。

事務局 本日、皆様に、2022 年度の日程を配付させていただきました。基本的には第 2 の月曜日、ただし、5 月と 1 月、こちらは連休を挟む関係で第 3 の月曜日とさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

来月は、2022 年 4 月 11 日月曜日です。また感染症の状況にもよりますけれども、予定といたしましては、いつもと同じ市役所 2 階会議室 2-2 を予定しており

ます。皆様、よろしくお願いいたします。

石 井 すみません。ちょっとお伺いしたいことがあるので、いいですか。

先ほど、2022年度の審議会の日程についてご説明があったのですが、取りあえず22年度の11回まで審議会の日程が決まっているのですが、先ほどの議題の17で、会議の回数をどうするかということをこれから決めていくという話だったので、22年度中には回数の変更はなく、この会議は開催されることは決定という理解でよろしいのでしょうか。

事務局 事務局からお答え申し上げます。

先ほど議題17で説明いたしました個人情報保護法の改正は、2023年春でございます。まだ、具体的な期日は決まっていないのですが、恐らく2023年4月になるかと思います。そうなりますと、2023年4月以降の審議会の在り方となりますので、来年度いっぱい現状のまま、審議会を続けていきたいと考えております。以上でございます。

石 井 分かりました。どうもありがとうございます。

会 長 では、そういうことで。

では、もう1年よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。これにて審議会を閉じさせていただきます。

午前11時18分閉会

2022年4月1日付の組織改正について

1 部、課、係及び出先機関等の新旧対照表

※係構成に変更のない課は係を省略しています。

(1) 市長部局

(旧 ～2022年3月31日)

財務部	
財政課	
市有財産活用課	
営繕課	
契約課	
市民税課	
資産税課	
土地係	
管理係	
家屋係	
償却資産係	
納税課	



(新 2022年4月1日～)

財務部	
財政課	
市有財産活用課	
営繕課	
契約課	
市民税課	
資産税課	
管理係	
土地係	
家屋・償却資産係	
納税課	

文化スポーツ振興部	
文化振興課	
スポーツ振興課	
オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課	
国際版画美術館	



文化スポーツ振興部	
文化振興課	
スポーツ振興課	
国際版画美術館	

地域福祉部	
福祉総務課	
指導監査課	
生活援護課	
障がい福祉課	
ひかり療育園	



地域福祉部	
福祉総務課	
指導監査課	
生活援護課	
障がい福祉課	

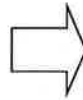
環境資源部	
環境政策課	
総務係	
政策係	
環境・自然共生課	
環境保全課	
生活環境係	
規制指導係	
循環型施設整備課	
資源循環課	
庶務係	
施設係	
管理係	
運転係	
3R推進課	
庶務係	
対策係	
推進係	
収集係	



環境資源部	
環境政策課	
総務係	
環境政策係	
ごみ政策係	
3R推進係	
環境共生課	
生活環境係	
公害指導係	
ごみ収集課	
収集管理係	
ごみ相談係	
収集対策係	
収集係	
循環型施設管理課	
運営管理係	
施設維持係	
資源化推進係	
循環型施設整備課	

(2)行政委員会事務局

学校教育部	
教育総務課	
施設課	
学務課	
保健給食課	
指導課	
管理係	
教職員係	
教育センター	



学校教育部	
教育総務課	
新たな学校づくり推進課	
施設課	
学務課	
保健給食課	
指導課	
管理係	
教職員係	
ICT教育推進係	
教育センター	

生涯学習部	
生涯学習総務課	
総務係	
文化財係	
自由民権資料館	
生涯学習センター	
図書館	



生涯学習部	
生涯学習総務課	
※係制を廃止	
生涯学習センター	
図書館	

(3)市民病院

なし

2 特命担当部長及び特命担当課長の変更

(1)市長部局

環境資源部循環型施設担当部長(担任意務の変更)(名称変更)

(変更前担任意務) 循環型施設整備課の事務 (旧名称:環境資源部循環型施設建設担当部長)

(変更後担任意務) 循環型施設管理課及び循環型施設整備課の事務

政策経営部企画政策課未来づくり担当課長(廃止)

政策経営部企画政策課国際大会調整担当課長(廃止)

政策経営部広報課まちだ〇ごと大作戦担当課長(廃止)

経済観光部農業振興課北部・里山担当課長(廃止)

環境資源部環境政策課地球温暖化対策担当課長(新設)

環境資源部ごみ収集課ごみ相談担当課長(名称変更(旧名称:環境資源部3R普及担当課長))

(2)行政委員会事務局

学校教育部教育総務課新たな学校づくり担当課長(廃止)

21町環施第140号
2022年3月15日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川野秀之様

町田市長
石阪丈一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「資源化施設用地調査取得」業務における外部委託等について

添付書類

- ・個人情報外部委託等登録票

(第12号様式)

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名 環境資源部循環型施設整備課		
		管理責任者 環境資源部循環型施設整備課長		
業務の名称 資源化施設用地調査取得		登録年月日		
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 司法書士法人又は司法書士		① 秘密の保持 ② 第三者への提供の禁止 ③ 指示目的以外の使用の禁止 ④ 事故発生時の報告 ⑤ 再委託の禁止 ⑥ 複写及び複製の禁止 ⑦ 情報の管理方法の指定 ⑧ 職員による立入り調査 9 その他	
	代 表 者 代表司法書士又は司法書士			
	管理責任者 代表司法書士又は司法書士			
	委託等の内容 ごみ処理場等の用地取得に伴う法的事務の支援			
委託等の理由 用地取得に伴う登記、契約事務に専門的な知識が必要なため				
委託等の期間 通年				
委託等に係る保有個人情報の項目				
1 2		2 4		
1 氏名		2 5		
2 住所		2 6		
3 財産状況		2 7		
4 土地の状況		2 8		
5 建物の状況		2 9		
6 道路の状況		3 0		
7 水路の状況		3 1		
8		3 2		
9		3 3		
1 0		3 4		
1 1		3 5		
備 考				

21町選第591号
2022年3月24日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市選挙管理委員会委員長
篠 崎 愛 治

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「選挙」業務における外部委託等について

添付書類

・個人情報外部委託等登録票

(第 1 2 号様式)

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名	選挙管理委員会事務局
		管理責任者	選挙管理委員会事務局課長
業務の名称 選挙		登録年月日	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 印刷業者	委託等の条件	① 秘密の保持
	代 表 者 代表取締役		② 第三者への提供の禁止
	管理責任者 代表取締役		③ 指示目的以外の使用の禁止
			④ 事故発生時の報告
委託等の内容 当選した者に付与する証書の印刷			⑤ 再委託の禁止
委託等の理由 限られた期間で、市章の箔押し、公印の刷り込み、個別の差し込み等の 特殊印刷を行うため			⑥ 複写及び複製の禁止
委託等の期間 町田市議会議員選挙・町田市長選挙の都度			⑦ 情報の管理方法の指定
			⑧ 職員による立入り調査
			9 その他
委託等に係る保有個人情報の項目		1 2	2 4
1	氏名	1 3	2 5
2	住所	1 4	2 6
3		1 5	2 7
4		1 6	2 8
5		1 7	2 9
6		1 8	3 0
7		1 9	3 1
8		2 0	3 2
9		2 1	3 3
1 0		2 2	3 4
1 1		2 3	3 5
備 考			

21町都開第397号
2022年3月22日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「建築等確認審査」業務における外部提供について

添付書類

- ・ 個人情報外部提供登録票

(第5号様式)

個人情報 目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 建築等確認審査		部 課 名 都市づくり部建築開発審査課	
		管理責任者 都市づくり部建築開発審査課長	
		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年	
利用・提供先	名 称 国税局	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 4 その他	
	業務の名称 税務調査	利用・提供の条件 提供の目的以外の使用を禁止	
	管理責任者 税務調査主管課長		
利用・提供の目的又は理由 税務調査に協力するため			
利用・提供の法令等の根拠 国税徴収法第146条の2			
利用・提供に係る個人情報の項目			
1 2 2 4			
1 氏 名 1 3 2 5			
2 住 所 1 4 2 6			
3 電話番号 1 5 2 7			
4 職業 1 6 2 8			
5 各種資格 1 7 2 9			
6 住居の間取り・図面 1 8 3 0			
7 土地の状況 1 9 3 1			
8 建物の状況 2 0 3 2			
9 道路の状況 2 1 3 3			
1 0 2 2 3 4			
1 1 2 3 3 5			
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。 建築物等とは、建築確認申請が提出された建築物・昇降機・工作物のことを指します。			

＜参考＞

○国税徴収法

昭和三十四年四月二十日 法律第百四十七号

(官公署等への協力要請)

第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

21町地障第3116号
2022年 3月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「重度身体障がい者訪問入浴事業」業務の業務登録について

添付書類

- ・個人情報登録業務名設定票
- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

個人情報登録業務名設定票

部課名：地域福祉部障がい福祉課

NO	業務名	業務内容	個人情報記録の名称
	重度身体障がい者訪問入浴事業	重度身体障がい者に対する訪問による入浴	重度身体障がい者訪問入浴事業 登録台帳 重度身体障がい者訪問入浴事業 申請書 意見書 重度身体障がい者訪問入浴事業 決定 (却下)通知書 重度身体障がい者訪問入浴事業 利用料 変更通知書 重度身体障がい者訪問入浴事業 利用者 基本情報票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 重度身体障がい者訪問入浴事業		部 課 名 地域福祉部 障がい福祉課	
		管理責任者 地域福祉部 障がい福祉課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法、 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期 支援業務終了後5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 在宅の重度心身障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔を保つとともに、家族の介護及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。			
対象となる個人の範囲 障がい者及びその障がい者の介護をする親族。 医療機関の医師			
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	町田市社会福祉協議会	重度障がい者訪問入浴サービス事業	
本人等への明示の方法 口頭及び文書（申請書等）			
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネットに保管			
保管上の留意点 キャビネットに施錠			
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他		

(第1号様式2)

業務の名称 重度身体障がい者訪問事業

部 課 名 地域福祉部 障がい福祉課

個人情報
記入の項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
④ 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
1 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 利用施設名		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
4 取引状況		4 容姿	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 医療機関名	
6 各種貸付金		⑥ 日常生活動作	
⑦ 住居の間取り・図面		7	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 各種手数料等		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名	地域福祉部 障がい福祉課
		管理責任者	地域福祉部 障がい福祉課長
業務の名称 重度身体障がい者訪問入浴事業		登録年月日	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 アースサポート株式会社 渋谷区本町1-4-14	委託等の条件	① 秘密の保持
	代 表 者 アースサポート株式会社 代表		② 第三者への提供の禁止
	管理責任者 アースサポート株式会社 代表		③ 指示目的以外の使用の禁止
	委託等の内容 重度身体障がい者に対して訪問入浴サービスを提供する。		④ 事故発生時の報告
委託等の理由 専門事業者に委託することにより、訪問入浴サービスを常に最適な環境状態に保つとともに、安全・快適な機能を長期にわたり維持できるため。			⑤ 再委託の禁止
委託等の期間 通年			⑥ 複写及び複製の禁止
			⑦ 情報の管理方法の指定
			⑧ 職員による立入り調査
			9 その他
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 氏名	1 2 健康状況	2 4	
	1 3 病歴	2 5	
2 住所	1 4 障がいの状況	2 6	
3 性別	1 5 医療機関名	2 7	
4 生年月日	1 6 日常生活動作	2 8	
5 電話番号	1 7	2 9	
6 世帯主との続柄	1 8	3 0	
7 親族関係	1 9	3 1	
8 家庭環境等	2 0	3 2	
9 利用施設名	2 1	3 3	
1 0 住居の間取り・図面	2 2	3 4	
1 1 各種手数料等	2 3	3 5	
備 考			

21町政聴第110号
2022年3月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「専門相談」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

※変更の理由

WEB会議システムを利用して相談業務を行なうため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 専門相談		部 課 名 政策経営部広聴課	
		管理責任者 政策経営部広聴課長	
		登録年月日 1989. 10. 1 1995. 6. 12 2006. 1. 16 2008. 9. 8	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時		収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期 3年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 高度な専門知識が必要な相談に対し、専門家を配置して市民に利便を図る。			
対象となる個人の範囲 ①相談者とその関係者 ②相談員 ③講演会申込者			
		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
本人等への明示の方法 口頭		相談者	関係者に係わる相談内容
		人権擁護委員	人権身の上相談に係わる相談内容
記録の保管方法 ①文書・電子媒体 ②キャビネット、書庫に保管。			
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠。			
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・相談内容に出てくるため。 ・相談終了後に相談記録を保管するため。	

(第1号様式2)

業務の名称 専門相談

部 課 名 政策経営部広報広聴課

個
人
情
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	① 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号		② 支持政党	
③ 住所		③ 宗教	
④ 性別		④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号		6	
⑦ 本籍		7	
⑧ 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ その他相談内容		12	
⑬ 電子メールアドレス		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	① 学業成績	☆収集の目的
② 地位		② 勤務成績	
③ 学歴		③ 各種試験成績	
④ 各種団体加入		④ 各種資格	
⑤ 賞罰		5	
6、		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況		② 病歴	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
④ 取引状況		④ 容姿	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 事故（ケガ）の状況	
⑥ 各種貸付金		⑥ 医療機関名	
⑦ 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 事故（損害）の状況		10	
⑪ 加入保険		11	
⑫ 土地の状況		12	
⑬ 建物の状況		13	
14		14	
15		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 専門相談		部 課 名 政策経営部広聴課
		管理責任者 政策経営部広聴課長
		登録年月日
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年
利用・提供先	名 称 各弁護士	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 4 その他
	業務の名称 交通事故相談	
	管理責任者 各弁護士	利用・提供の条件 提供目的以外の利用の禁止
利用・提供の目的又は理由 日本弁護士連合会から派遣された弁護士が各市町村で相談活動を行っているが、相談者の住所・氏名・電話番号・相談内容等を記入した相談票を事前に聴取し、情報提供することで相談の効率を高めるため。		
利用・提供の法令等の根拠 なし		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 2 収入状況	2 4 医療機関名	
1 氏名	1 3 財産状況	2 5
2 住所	1 4 公的扶助の受給	2 6
3 性別	1 5 金融機関名	2 7
4 生年月日	1 6 事故（損害）の状況	2 8
5 電話番号	1 7 加入保険	2 9
6 国籍	1 8 土地の状況	3 0
7 その他相談内容	1 9 建物の状況	3 1
8 職業・職歴	2 0 健康状況	3 2
9 地位	2 1 病歴	3 3
1 0 賞罰	2 2 障がいの状況	3 4
1 1 各種資格	2 3 事故（ケガ）の状況	3 5
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 専門相談		部 課 名 政策経営部広聴課
		管理責任者 政策経営部広聴課長
		登録年月日
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年
利用・提供先	名 称 各行政相談委員	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 4 その他
	業務の名称 国の行政相談	
	管理責任者 各行政相談委員	利用・提供の条件 提供目的以外の利用の禁止
利用・提供の目的又は理由 総務大臣から委嘱を受けた委員が各市町村で相談活動を行っているが、相談者の住所・氏名・電話番号・相談内容等を記入した相談票を事前に聴取し、情報提供することで相談の効率を高めるため。		
利用・提供の法令等の根拠 なし		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 2 主義・主張 2 4 各種資格		
1 氏名 1 3 支持政党 2 5 収入状況		
2 住所 1 4 宗教 2 6 財産状況		
3 性別 1 5 趣味・嗜好 2 7 納税額等		
4 生年月日 1 6 職業・職歴 2 8 取引状況		
5 電話番号 1 7 地位 2 9 公的扶助の受給		
6 本籍 1 8 学歴 3 0 各種貸付金		
7 国籍 1 9 各種団体加入 3 1 住居の間取り・図面		
8 世帯主との続柄 2 0 賞罰 3 2 金融機関名		
9 親族関係 2 1 学業成績 3 3 健康状況		
1 0 家庭環境等 2 2 勤務成績 3 4 病歴		
1 1 その他相談内容 2 3 各種試験成績 3 5 障がいの状況 3 6 容姿		
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 専門相談		部 課 名 政策経営部広聴課
		管理責任者 政策経営部広聴課長
		登録年月日
システムの名称 WEB会議システム		
コンピュータ処理等の目的 ・来所相談が難しい相談者に対して、WEB会議システムを利用して相談業務を行うため。 (「専門相談」業務で行うすべての相談において利用する。)		
コンピュータ処理等の条件 ・業務上必要のない項目は収集しない。 ・IDカード・パスワードを使用し、操作者を限定する。 ・スクリーンセーバーの使用 ・利用場所を限定する。		
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目		
1 氏名	1 5 趣味・嗜好	3 0 各種貸付金
2 住所	1 6 職業・職歴	3 1 住居の間取り・図面
3 性別	1 7 地位	3 2 金融機関名
4 生年月日	1 8 学歴	3 3 事故(損害)の状況
5 電話番号	1 9 各種団体加入	3 4 加入保険
6 本籍	2 0 賞罰	3 5 土地の状況
7 国籍	2 1 学業成績	3 6 建物の状況
8 世帯主との続柄	2 2 勤務成績	3 7 健康状況
9 親族関係	2 3 各種試験成績	3 8 病歴
1 0 家庭環境等	2 4 各種資格	3 9 障がいの状況
1 1 その他相談内容	2 5 収入状況	4 0 容姿
1 2 主義・主張	2 6 財産状況	4 1 事故(ケガ)の状況
1 3 支持政党	2 7 納税額等	4 2 医療機関名
1 4 宗教	2 8 取引状況	4 3
	2 9 公的扶助の受給	4 4
備 考		